

指定管理者施設に関するモニタリングについて

1 モニタリングの全体像

指定管理者制度を導入した施設が適正な管理運営を行っているか、下記のモニタリングを通じて運営状況を的確に把握・評価し、必要に応じて改善指導を行っている。

(1) 区としての責任の遂行

- 事業計画の承認と事業報告、履行状況の確認
- 月次報告に基づく現場確認・随時の立ち入り調査
- 公益通報保護制度の活用等、既存の制度等との連携

(2) 区民・利用者の視点

- 利用者懇談会の実施
- 区民・利用者アンケートによる声の把握・反映

(3) 専門家からのアドバイス

- 施設経営とリスク管理の確認
- 現場の労働環境を確認

制度共通の課題として実施(平成18年度から)

2 専門家によるモニタリング

1(3) 専門家からのアドバイスとして、下記の認識のもと社会保険労務士による労働環境モニタリング及び公認会計士等による経営財務モニタリングを実施している。

基本的な認識

区と指定管理者が施設の抱える課題などについて共通認識を持ち、協働して区民サービスの向上を継続していくことが重要

施設経営とリスク管理

- 施設の稼働率・収支状況、事業の実施状況等かどうか
- 継続的・安定的な運営を確保できるか
- 今後の方向性等をどうするか

現場の労働環境

- 効率化の推進が適正な労働環境のもとに行われているか
- 企業・区の社会的責任は果たしているか

経営財務モニタリング

【目的】
施設の経営状況の改善、本来目的達成のための事業展開のあり方等の確認

【内容】
現地視察、財務分析、経営アドバイス、利用者の声を踏まえた評価

労働環境モニタリング

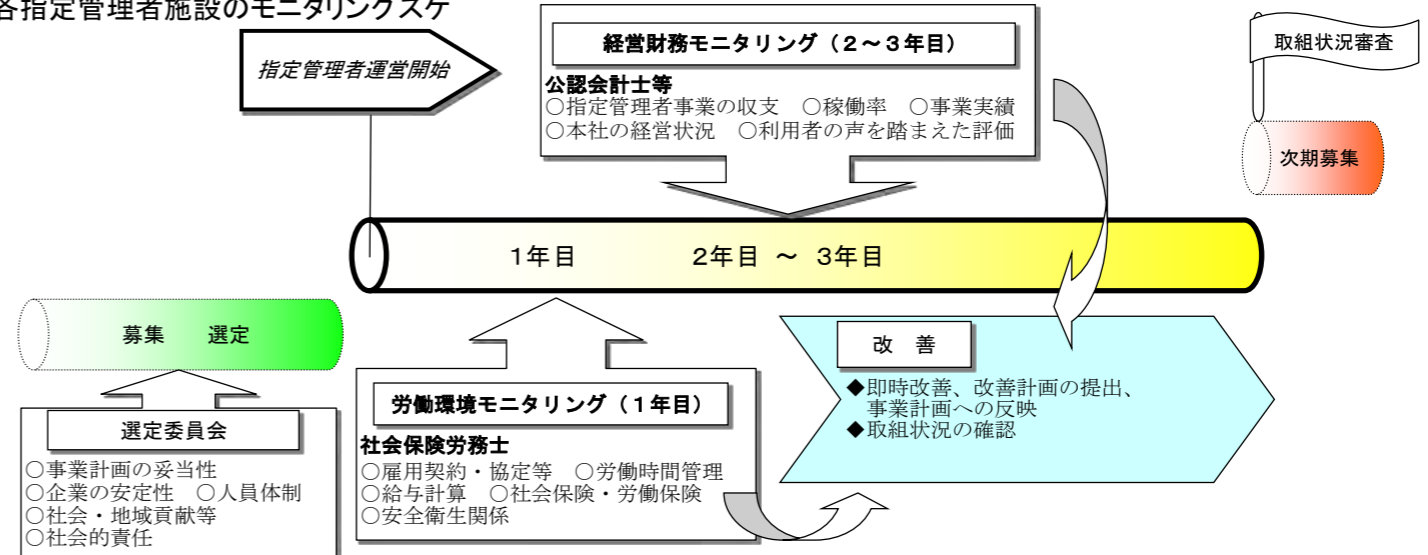
【目的】
適正な労働環境の確認

【内容】
現地調査、書類確認、従業員面接

3 労働環境・経営財務モニタリングのスケジュール

指定1年目に社会保険労務士による労働環境モニタリング、指定2～3年目に公認会計士等による経営財務モニタリングを実施している。なお、指定期間が10年間の施設については、このサイクルのモニタリングを5年ごとに実施する。

各指定管理者施設のモニタリングスケ



各指定管理者施設のモニタリングスケジュール

労働:労働環境モニタリング
経営:経営財務モニタリング

施設名	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
内幸町ホール					労働	経営				労働	経営	
千代田万世会館		経営				労働	経営				労働	経営
いきいきプラザ一番町		経営				労働	経営				労働	経営
岩本町ほほえみプラザ				労働		経営			労働	経営		
スポーツセンター			労働	経営			労働	経営				労働
九段生涯学習館			労働	経営			労働	経営				労働
図書館(千代田・四番町・昌平まちかど・神田まちかど)・日比谷図書館文化館		労働	経営				労働	経営				労働
障害者就労支援施設(ジョブ・サポート・プラザちよだ)		労働		経営			労働		経営			労働
障害者福祉センター(えみふる)					労働	経営				労働	経営	
富士見わんぱくひろば(※)				労働					労働			
高齢者総合サポートセンター(かがやきプラザ)						労働	経営				労働	経営

※富士見わんぱくひろばの指定管理業務は、富士見みらい館のPFI事業に含まれている。PFI事業については、公認会計士の監査を経た財務の状況の報告書を提出させ、事業全体として収支状況等の確認を行っているため、富士見わんぱくひろば単独での経営・財務モニタリングは実施しない。